

## 食品安全委員会（第598回会合）議事概要

日 時：平成28年3月8日（火） 14：00～14：59  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：佐藤委員長ほか6名出席  
傍聴者：報道2名、行政機関3名、一般7名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目  
炭酸カルシウム  
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、栄養成分関連添加物ワーキンググループで審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品 1品目  
鶏伝染性ファブリキウス嚢病生ワクチン（バックスオンIBD-CA）

→農林水産省から説明。

バックスオンIBD-CAについては、その主剤の病原体による「鶏伝染性ファブリキウス嚢病」が、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価されており、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

また、安定剤等の添加剤は動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられると評価されたもの、又は既に食品健康影響評価を行った動物用医薬品の添加剤と同一で、含有量も同量以下のものであり、本製剤の用法・用量等を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられる。

このため、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものとされ、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目
  - [1] ECP株を利用して生産されたL-プロリン
  - [2] NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼ

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

## (2) 添加物専門調査会における審議結果について

・「香料に関する食品健康影響評価指針」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価指針（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価指針（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

## (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「シモキサニル」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集は行わないこととし、一日摂取許容量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）を以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とすることとなった。

・農薬「プロフェノホス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、「一日摂取許容量（ADI）を0.0005 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品「プレドニゾロン」に係る食品健康影響評価について  
・動物用医薬品「メチルプレドニゾロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「プレドニゾロンの一日摂取許容量(ADI)を0.00025 mg/kg 体重/日と設定する。」

「メチルプレドニゾロンの一日摂取許容量(ADI)を0.0003 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

## (4) 食品安全関係情報（2月5日～2月19日収集分）について

→事務局から報告。

ドイツ連邦リスク評価研究所が公表した、イノシシ・豚及びこれらに由来する食品によるE型肝炎ウイルス（HEV）感染に関するQ&Aについて報告。